

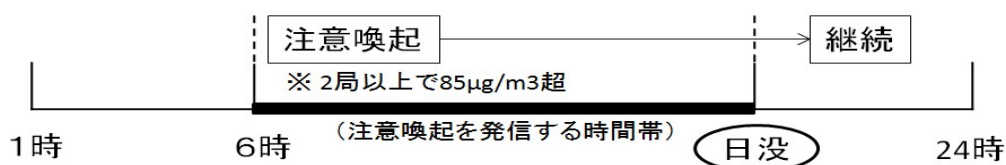
# 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の注意喚起に係る日没後の解除について

平成26年12月1日

PM<sub>2.5</sub> 濃度の高まる冬季に向け、県民の不安解消のために、これまで実施していなかった日没後の注意喚起の解除について、新たに実施する。

## 1 現状

日中に1時間値が  $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下とならなかった場合、日没後も注意喚起を継続  
(日没：夏期 18時、冬期 17時)



## 2 今後の対応

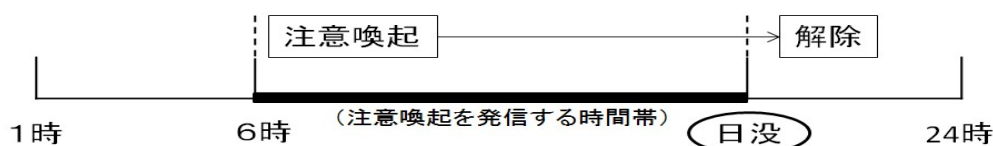
### (1) 解除の考え方

注意喚起は、日平均値  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  超を予測して行うものであることから、解除も24時までの結果で判断する。(日平均値：1～24時までの1時間値の平均)

### (2) 日没後の解除実施

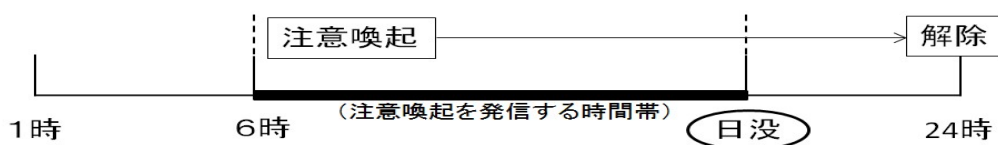
#### ① 1時間値による判断

日没後24時まで1時間値が  $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下となった場合



#### ② 日平均値による判断

24時に当日の日平均値が  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下の場合



※ 24時で解除されない場合は、注意喚起の継続を通知

### (3) 県民への周知

県HPや市町等関係機関、マスコミを通じて周知を図るとともに、注意喚起の発信・解除の連絡を迅速に行うため、「PM<sub>2.5</sub>情報メール配信サービス」への登録促進の呼びかけを行う。

《参考》

1 過去のデータによる解除の検証

注意喚起開始以降(H25.3)において現在の判断基準(2局以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超)を適用した場合、注意喚起の実施日は5日であり、いずれの日も日没後に注意喚起が継続している。

なお、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した日はない。

これらの日に日没後の解除実施を適用した場合、次のとおりとなる。

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ○日没後24時まで解除(1時間値による解除) | : 2日             |
| ○24時に解除                | (日平均値による解除) : 3日 |